

平成25年2月26日
第2466号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

規 則	
○秋田県旅費支給規則の一部を改正する規則（3・人事課）	1
○災害救助法施行細則の一部を改正する規則（4・総合防災課）	1
告 示	
○特定漁港漁場整備事業計画の変更（71・水産漁港課）	2
○道路区域の変更及び供用開始（72・由利地域振興局建設部）	2
○建設業の許可の取消し（73・平鹿地域振興局総務企画部）	2
公営企業管理規程	
○秋田県電気事業保安規程の一部を改正する規程（1・公営企業課）	2

規 則

秋田県旅費支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十五年二月二十六日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第三号

秋田県旅費支給規則の一部を改正する規則

秋田県旅費支給規則（昭和二十八年秋田県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「第六条第一項第十号」を「第六条第一項第十一号」に改める。

別表第二第九号中「外」を「ほか」に改め、同表第十五号中「第四十二条」を「第四十二条第一項」に改め、同表第十六号中「の外」を「のほか」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年三月一日から施行する。ただし、第十二条の改正規定及び別表第二の改正規定（同表第十五号に係る部分を除く。）は、公布の日から施行する。

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十五年二月二十六日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第四号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十九年秋田県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号(2)中「二百三十八万七千円」を「二百四十万千円」に改め、同表第三号(一)中「たい積」を「堆積」に改め、同号(三)(1)の表夏季の項中「一七、三〇〇円」を「一七、二〇〇円」に、「三二、三〇〇円」を「三二、二〇〇円」に、「三二、八〇〇円」を「三二、七〇〇円」に、「三九、三〇〇円」を「三九、二〇〇円」に、「四九、八〇〇円」を「四九、七〇〇円」に改め、同表冬季の項中「二八、六〇〇円」を「二八、五〇〇円」に、「三七、〇〇〇円」を「三六、九〇〇円」に、「五一、六〇〇円」を「五一、四〇〇円」に、「六〇、四〇〇円」を「六〇、二〇〇円」に、「七五、九〇〇円」を「七五、七〇〇円」に改め、同号(二)の表夏季の項中「一七、五〇〇円」を「一七、四〇〇円」に改め、同表冬季の項中「二六、九〇〇」を「二六、八〇〇円」に、「二〇、〇〇〇円」を「一九、九〇〇円」に、「二五、四〇〇円」を「二五、三〇〇円」に改め、同表第八号(一)中「き損」を「毀損」に改め、同表第十二号(一)中「十三万四千二百円」を「十三万三千九百円」に改める。

別表第二第一号(1)中「一万八千九百円」を「一万八千六百円」に改め、同号(2)中「一万五千九百円」を「一万五千五百円」に改め、同号(3)中「一万七千八百円」を「一万七千四百円」に改め、同号(4)中「一万四千四百円」を「一万四千百円」に改め、同号(5)中「一万七千円」を「一万六千八百円」に改め、同号(6)中「一万五千七百円」を「一万六千円」に改め、同号(7)中「一万四千五百円」を「一万四千八百円」に改め、同号(8)中「一万三千円」を「一万三千三百円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

秋田県告示第71号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定により、次のとおり金浦地区特定漁港漁場整備事業計画を変更したので、公表する。

平成25年2月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

（「次のとおり」は省略し、農林水産部水産漁港課及び由利地域振興局農林部農村整備課に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第72号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成25年2月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	檜渕横渡線	由利本荘市東由利宿字白糸24番1地先から字黒沢109番1地先まで	6.00～32.00	0.650
	新	檜渕横渡線	〃	6.00～40.00	0.650

2 供用開始の期日 平成25年2月26日

3 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 由利地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成25年2月26日から同年3月11日まで

秋田県告示第73号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成25年2月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 処分をした年月日

平成25年2月18日

2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

株式会社ノースファーマ

横手市横手町字四ノ口36番地

代表取締役 大 部 修

秋田県知事許可（般-19）第80536号

3 処分の内容

土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業許可の取消し

4 処分の原因となった事実

平成25年2月18日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公 営 企 業 管 理 規 程

秋田県電気事業保安規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十五年一月十六日

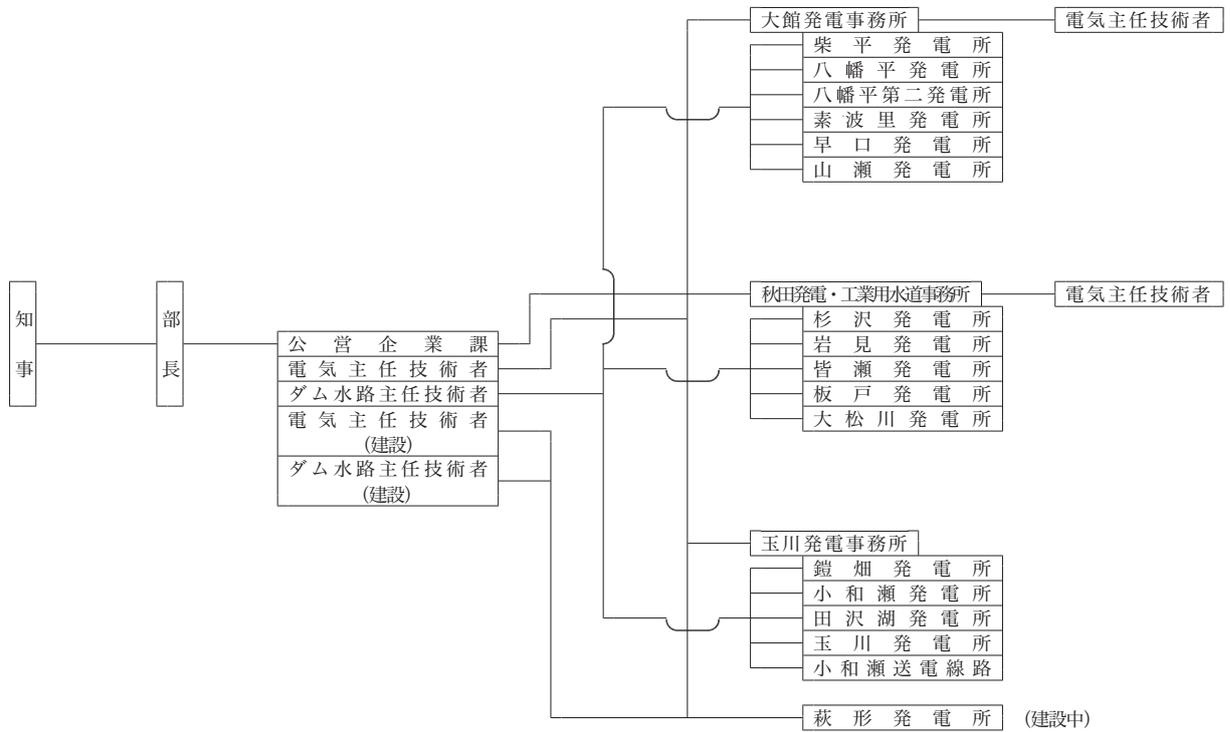
秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県公営企業管理規程第一号

秋田県電気事業保安規程の一部を改正する規程

秋田県電気事業保安規程（昭和六十年秋田県公営企業管理規程第十一号）の一部を次のように改正する。
別表第一を次のように改める。

別表第1 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安管理組織（第4条関係）



- 注 1 大館発電事務所及び秋田発電・工業用水道事務所に係る自家用電気工作物の保安業務のうち電気に関するものは、それぞれ専任の電気主任技術者が所掌する。
- 2 この表において「部長」とは、秋田県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年秋田県条例第51号）第3条第2項に規定する産業労働部の長をいう（別表第3において同じ。）。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。